



第 201400169388 号

平成 27 年 2 月 4 日

各市町村防災・危機管理担当課長
様
各消防局警防課長

鳥取県危機管理局
危機対策・情報課長
消防防災課長
(公印省略)

国際組織犯罪等・国際テロ対策について（通知）

2月3日に政府「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」が開催され、テロ対策に係る政府の取り組みが強化されたことに伴い、県民の安全・安心の観点から、県庁各部局の情報共有を図るとともに、テロ災害対策に万全を期すため、「鳥取県国際組織犯罪等・国際テロ対策会議」を開催し、下記のとおり対応することとしました。

各市町村及び各消防局におかれては、このことを踏まえ、それぞれの国民保護計画に基づく配備体制をご検討いただくとともに、関係機関と密接な情報連絡体制を整える等、必要な措置を講じていただき、テロ災害対策の再確認及び徹底を実施していただくようお願いします。

また、各市町村等においても、県民の皆さんへの呼びかけを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 情報連絡室の設置

- ・ 2月4日から鳥取県国民保護計画に定める注意体制を執り、情報連絡室を設置
- ・ 関係各課においては、情報連絡体制の再確認
- ・ 関係各課においては、関係機関とテロ情報についての密接に連絡収集等を実施

【情報収集・共有体制】

- ・ 災害情報データベースによる県庁内の情報共有の開始
- ・ 災害情報システムを立ち上げて、関係部局、市町村による情報収集・情報共有を開始

【夜間・時間外の体制】

- ・ 防災当直による情報収集・情報共有とともに、各部局においては、防災連絡責任者を通じた情報連絡・共有体制を再確認するとともに、テロ災害の発生に備えた休日・夜間を含む情報収集・報告体制、警察等関係機関との連絡体制について具体的な再点検を実施

2 緊急情報の通報体制の確認

- ・ 緊急情報の迅速的確な通報と情報共有ができるよう、各部局において、夜間・時間外も含めた通報体制を再確認
- ・ 知事、副知事等への緊急報告体制の確認

- 3 住民の安全確保において注意すべき重要施設（別表参照）等の警戒強化
- ・大規模集客施設、JR 駅など生活関連等施設等、県及び市町村の管理する大規模ホール等、学校並びに児童・高齢者・障がい者の福祉施設についての警戒体制の強化
- 4 海外渡航の自粛
- ・県及び市町村における旅券窓口において、テロ災害が発生し、渡航者・滞在者に危険が及び可能性が高い地域についての渡航の自粛を呼びかけ
 - ・県警察においても、同様の地域についての渡航の自粛を呼びかけ
 - ・その他の部局においても、関係機関に渡航の自粛の呼びかけ
- 5 在外県民への情報提供、安否確認
- 関係機関は、テロ災害が発生し、渡航者・滞在者に危険が及び可能性が高い地域に渡航している県民（職員を含む）に対して、注意すべき情報等の積極的な提供及び安否確認に努めること。

6 県民への呼びかけ

○県民皆さんは通常どおりの生活をしてください。

○県民の皆さんは、テロ災害が発生し、渡航者・滞在者に危険が及び可能性が高い地域への渡航を自粛してください。

○不審者を見かけたり、不審物を発見したときは、すぐに施設等管理者へ連絡していただくとともに、警察110番や最寄りの警察署に連絡していただくよう御協力をお願いします。

○県と市町村は、重要施設等の警戒強化等を行います。

担当】危機対策・情報課 原田

電話：0857-26-7878

ファクシミリ：0857-26-8137

電子メール：harada-s@pref.tottori.jp

担当】消防防災課 馬田

電話：0857-26-7062

ファクシミリ：0857-26-8139

電子メール：madat@pref.tottori.jp

住民の安全確保において注意すべき重要施設

項目		施設名		所管	備考	
1	防衛省施設	1	陸上自衛隊米子駐屯地	危機管理局		
		2	航空自衛隊美保基地	危機管理局		
		3	美保通信所	危機管理局		
2	県関係施設	1	鳥取県庁	総務部		
		2	鳥取県警察本部	警察本部		
		3	鳥取情報ハイウェイ電気通信設備	総務部	電気通信事業法第2条	
3	公共的施設 (法137)	1	港湾施設	1 重要港湾	県土整備部	港湾法
			2 地方港湾	県土整備部		
		2	空港施設	1 鳥取空港	県土整備部	空港整備法
				2 米子空港	地域振興部	
		3	道路	県土整備部	道路法、道路運送法	
		4	河川管理施設	県土整備部	河川法	
4	生活関連等 施設 (法102①)	1	発電所、変電所	企業局	電気事業法第2条	
		2	ガス工作物	危機管理局	ガス事業法第2条	
		3	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	生活環境部	水道法第3条	
		4	鉄道施設、軌道施設	地域振興部	鉄道事業法第8条 軌道法	
		5	電気通信事業用の交換設備	危機管理局 ・総務部	電気通信事業法第9条	
		6	放送用無線設備	総務部	放送法第2条	
		7	水域施設、係留施設	県土整備部	港湾法第52条	
		8	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	県土整備部	空港整備法第2条第6条 航空法第2条	
		9	ダム	県土整備部	河川管理施設等構造令第2章	

				・企業局	
		10	危険物質等の取扱所	危機管理局	法 103① 令 28
5	近隣施設	1	航空自衛隊第7警戒隊（高尾山）	危機管理局	
		2	島根原子力発電所	危機管理局	
		3	日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	危機管理局	
6	農業用施設	1	ため池（堤高 15m以上）	農林水産部	土地改良法